広島県告示第七百一号

という。 札参加資格」という。 点検業務をいう。)の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入 年度において、県が発注する建設工事等(建設業法〔昭和二十四年法律第百号。 の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定によって、平成三十一年度及び平成三十二 地方自治法施行令 〕第二条第一項に規定する建設工事及び公共土木施設の維持管理、 (昭和二十二年政令第十六号。)及びその資格審査に係る申請手続等について次のとおり定めた。 以下「施行令」という。)第百六十七条 以下「法」 保守又は

平成三十年九月二十五日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

入札参加資格

別表第一上欄の区分について、 次に掲げる事項を総合的に審査する。

1 客観的審査事項

項審査の項目及び基準を定める件) 平成二十年国土交通省告示第八十五号(建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事 に規定する項目

- 2 主観的審査事項
- □ 県が発注した建設工事の完成工事成績
- 二 県が行った指名除外の状況
- 三 県発注工事における下請負の制限の状況
- 四 県発注工事における暴力団排除のための契約制限の状況
- 国 建設業労働災害防止協会への加入状況
- 録の有無又はISO一四〇〇五準拠の制度における合格判定の有無 環境マネジメントシステムについてエコアクション二十一の制度における認証 登
- (七) 学習単位数 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度における所属技術者の
- (八) 属建築士又は建築設備士の認定時間数 建築CPD運営会議の建築CPD (継続能力/職能開発) 情報提供制度における所
- (九) 造園CPD協議会の継続的専門能力開発学習制度における所属技術者の学習単位数
- 台 障害者雇用の状況
- (\pm) 行う者に限る。 広島県公共土木施設災害支援制度における支援団体としての認定)の有無 (情報収集活動を
- 広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団体としての認定 1 口 F ラ
- 生 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度における登録の有無

ブ

リバー認定団体であること。)

の有無

- **歯** 県による優良建設業者としての表彰の状況
- 歯 県内市町の消防団協力事業所表示制度における認定の有無
- 広島保護観察所への協力雇用主としての登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協

力事業所登録の有無

- は 広島県働き方改革実践企業認定制度登録の有無
- 一 入札参加資格の審査に係る申請手続
- 1 申請を行うことができない者

きない。 次の各号のいずれかに該当する者は、 入札参加資格の審査に係る申請を行うことがで

- 施行令第百六十七条の四第一項の規定に該当する者
- 受けていない者 別表第一下欄に掲げる建設工事の種類について法第三条第一 項の規定による許 可を
- (\equiv) 営事項審査(前記一1で規定するものをいう。 入札参加資格の審査に係る申請を行おうとする建設工事の種類について、 以下同じ。) を受けていない
- 前号の経営事項審査を受けている者で、工事種類別年間平均完成工事高がない
- (五) 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに広島県税の滞納がある者
- 消しをされた者で、 の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は広島県の入札参加資格の取 している者を除く。 いて虚偽の申告をし、 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項に 資格審査の申請日において当該処分等の日から二十四か月を経過 又は重要な事実の申告を行わなかった者。 ただし、過去に虚偽 0
- 事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者 審査に係る申請にあっては、それぞれ土木一式工事、 プレストレストコンクリート工事、 法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格 とび ・土工・ コンクリー
- (八) 次の①から③までに掲げる届出の義務を履行していない者
- (1) 雇用保険法 (昭和四十九年法律第百十六号) 第七条の規定による届出 の義務
- (2)健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十八条の規定による届出の義務
- 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十七条の規定による届 出の

義释

2 申請手続

いう。 用に係る電子計算機 子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織〔以下「電子申請システム」と 入札参加資格の審査を受けようとする者は、窓口における申請又は電子申請 〕を使用して申請を行うことをいう。 〔入出力装置を含む。 以下同じ。〕と申請を行う者の使用に係る電 以下同じ。 を行うものとする。 (県の

(1) 申請方法 窓口における申請

る提出先に持参して申請を行うものとする。 別記様式第一号による資格審査申請書及び別表第二に掲げる添付書類を次に掲げ

主たる営業所 (法第三条第一項の営業所のうち、 営業所を統括し、 指揮監督す

という。 る権限を有するものをいう。 以下同じ。)を県内に有する者 (以 下 「県内業者」

該支所) 支所又は同事務所東広島支所の担当区域に主たる営業所を有する者については当 主たる営業所の所在地を所管する広島県建設事務所(広島県西部建設事務所呉

イ 前記ア以外の者(以下「県外業者」という。)

課」という。 広島県土木建築局建設産業課 (広島市中区基町一〇番五二号。 以下 「建設産業

(2) 申請期間

付けない。 次のとおりとし、 その経過後は知事が特に必要と認める場合を除き、 申請を受け

ア 県内業者

平成三十年十一月五日 月 から平成三十年十一月十六日 金) まで

イ 県外業者

平成三十年十一月二十六日 (月) から平成三十年十一月三十日 (金) まで

ウ 追加申請期間

ては、知事が必要と認めるときは随時行うことができるものとする。 別に告示する。 ただし、 一般競争入札に係る追加 の入札参加 資格の申請につい

| 電子申請

(1) 申請方法

以下「信書便」という。 法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若し 子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする く。)は、 くは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便 なお、 電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を県の使用に係る電 別表第二各項の添付書類 別に建設産業課に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する)により提出するものとする。 (第二項、第五項、第六項及び第七項のものを除

(2) 申請期間

記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、 より建設産業課に到達させなければならない 十年十一月三十日(金)までに別に提出すべき添付書類を持参、郵便又は信書便に 平成三十年十一月一日 申請全体を無効とする。)。 (木) から平成三十年十一月二十二日 (期日までに記録又は到達しない場合 (木) までに電磁的 かつ、平成三

一受付票の交付

前記二2一に定めるところにより申請をした者に対しては、 別記様式第四号による受付

票を交付する。

四 入札参加資格認定の通知

入札参加資格の認定をしたときは、これを申請者に通知する。

五 入札参加資格の取消し

明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。 て、 入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請にお 重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判

及び入札参加資格の認定を受けることができない。 その取消しの日から二十四か月を経過する日までは、 入札参加資格審査の申請をすることができない。また、 入札参加資格の取消しを受けた者は、平成三十一年度及び平成三十二年度にお 入札参加資格審査の申請をすること 平成三十三年度以降に ついても、 いて再び

六 入札参加資格の有効期間

認定される日まで有効とする。 三年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、 年五月三十一日まで有効とする。 この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日 ただし、平成三十三年六月一日以降においても平成三十 平成三十三年度の入札参加資格が から平成三十三

七 平成三十年七月豪雨災害に係る特例

経営事項審査の結果通知書が届いたのち、速やかに別記様式第一号による資格審査申請書 平成三十一年一月三十一日まで申請期限の延長を認めるものとする。 記様式第七号による期限延長申請書を前記二2円に定めるところにより提出することで、 項に掲げる経営事項審査の申請手続を行うことができなかった者で希望する者に限り、別 及び別表第二に掲げる添付書類を建設産業課に持参して申請を行うものとする。 前記二1回の規定にかかわらず、平成三十年七月豪雨災害の影響により、 期限を延長した者は 別表第二第二

八 その他の事項

この告示で定めない事項については、 必要に応じて知事が定める。

0	0		されていること	を証する書面の写し、法第三条第一項の規定により許可されて	諅面の写し 条第一項の♯	を正する。一、法第三な
内業者 県外業者	県内業者	様式番号	類	書	付	添
	-					
			解体工事			解体工事
			清掃施設工事		事	清掃施設工事
			消防施設工事		事	消防施設工事
			水道施設工事		事	水道施設工事
			建具工事			建具工事
			さく井工事			さく井工事
			造園工事			造園工事
			電気通信工事		事	電気通信工事
			熱絶縁工事			熱絶縁工事
		Ŧ	機械器具設置工事		置工事	機械器具設置工事
			内装仕上工事		事	内装仕上工事
			防水工事			防水工事
			塗装工事			塗装工事
			ガラス工事			ガラス工事
			板金工事			板金工事
			しゆんせつ工事		工事	しゆんせつ
			舗装工事			舗装工事
			鉄筋工事			鉄筋工事
			鋼構造物工事		事	鋼橋上部工事
			鋼構造物工事		事	鋼構造物工事
		ブロツク工事	タイル・れんが・	クエ事	んが・ブロツ	タイル・れんが
			管工事			管工事
			電気工事			電気工事
			屋根工事			屋根工事
			石工事			石工事
		クリート工事	とび・土工・コン		事	法面処理工事
		クリート工事	とび・土工・コン	- 卜工事	・コンクリー	とび・出日・
			左官工事			左官工事
			大工工事			大工工事
			建築一式工事		事	建築一式工事
			土木一式工事	ソート工事	ストコンクリ	プレストレス
			土木一式工事		事	土木一式工事
事の種類	な建設工車	ることが必要な建設工事の種類	許可を受けてい	の 区 分	加資格	入札参

別

0	0		れていること	より許可さ	「面の写し」第一項の規定に	を証する書面 一 法第三条第
者の区分	県内業者	様式番号	類	書	付	添

団体登録認定を証する書面の写し一六 広島県公共土木施設災害支援制度における支援) (障害者手帳等)の写し(障害者雇用義務のない者(障害者手帳等)の写し(障害者雇用義務のない者のある者)又は障害者の雇用状況を確認できる書類一五 障害者雇用状況報告書の写し(障害者雇用義務	が証する書面の写し 単位数について一般社団法人広島県造園建設業協会度における所属技術者の前年度及び前々年度の学習一四 造園CPD協議会の継続的専門能力開発学習制	一三 建築CPD実績証明書内訳書	て建築CPD運営会議が証する書面の写し築設備士の前年度及び前々年度の認定時間数につい築設備士の前年度及び前々年度の認定時間数につい職能開発)情報提供制度における所属建築士又は建一二 建築CPD運営会議の建築CPD (継続能力/	が証する書面の写し	に係る合格証の写し 一〇 ISO一四〇〇五準拠の制度における合格判定	に係る認証・登録証の写し エコアクション二十一の制度における認証・登録	写し、「一年設業労働災害防止協会への加入を証する書面の	委任事項が記載されたもの) 七 委任状 (代表取締役などから支店長などに対する	六 誓約書	五 営業所一覧表	及び地方消費税に係るもの)又はその写し十八号)別紙第九号書式による納税証明書(消費税四 国税通則法施行規則(昭和三十七年大蔵省令第二	号)別記様式第三七号の六の納税証明書二 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一	ものとする。
			別記様式第六号						別記様式第五号	別記様式第三号	別記様式第二号			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

二一期限延長申請書	定証の写し 定証の写し な樹剪定士資格制度における街路樹剪定士の登録認二十 一般社団法人日本造園建設業協会の実施する街	を証する書面の写し 一九 暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録	証する書面の写し 一八 広島保護観察所への協力雇用主としての登録を	認定を証する書面の写し一七 県内市町の消防団協力事業所表示制度における
別記様式第七号	認街		* ************************************	<u>〜</u>
0	0	0	0	0
0	0			

注

1 有する者のみが、第二十一項に定める書類については平成三十年七月豪雨災害の影響 定める書類については造園工事の入札参加資格を希望する者で登録を受けた技術者を 九項までに定める書類については認定又は登録を受けた県内業者のみが、第二十項に 県内の営業所に有する者のみが、第十五項に定める書類については注5に該当する者 の延長を希望する者のみが、 により、第二項に掲げる経営事項審査の申請手続を行うことができなかった者で申請期限 のみが、第十六項に定める書類については認定を受けた者のみが、第十七項から第十 四項に定める書類については学習単位を取得した技術者を県内の営業所に有する者の に定める書類については県内の営業所が合格証を受けた者のみが、 九項に定める書類については県内の営業所が認証・登録を受けた者のみが、 知事許可以外の者のみが、 〇印は 第十二項及び第十三項に定める書類については学習時間を認定された技術者を 提出を必要とするものを示す。 それぞれ提出するものとする。 第八項に定める書類については加入をしている者のみが ただし、 項に定める書類に 第十一項及び第十 ついては広島 第十項

- を含む。 庁の受付印のある規則別記様式第一号の建設業許可申請書 第一項に定める書類については、)の写しで代えることができるものとする。 許可の更新手続中に限り、 (別紙一及び別紙二 (二) 直近に申請した許可官
- 等の日をいう。 は分割時等(以下「合併時等」という。) いう。 第二項の審査基準日とは、 ただし、それ以後に合併、事業譲渡又は会社分割等を行い、 経営事項審査を申請する日の直前の事業年度終了の日を に経営事項審査を受けた場合に 合併時、譲渡時又 は、 合併時

えることができるものとする。 析機関が発行した経営状況分析結果通知書の写しをもって、第二項に定める書類に代 法第三条第一項の規定により広島県知事の許可を受けている者が窓口申請を行う場)の写しで広島県知事が受理済みであることを証したもの及び登録経営状況分 規則別記様式第二十五号の十一の総合評定値請求書(別紙一から別紙三までを

又は 総合評定値通知書において、 「厚生年金保険加入の有無」 の欄のい 「雇用保険加入の有無」 ずれ かがが 「無」となっている場合は、 ` 「健康保険加入の有

別途保険への加入が確認できる書類を提出すること。

- 項までに定める書類については、 発行されたものを添付すること。 して作成すること。 第五項及び第七項に定める書類については、 また、第一項、 資格審査申請書を提出する日の三か月前の日以降に 第三項、第四項、第八項及び第十七項から第十九 入札参加資格を申請する日を基準日と
- をい 二条第一号に規定する障害者 する法律 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則 八条の規定により公共職業安定所の長へ報告した障害者雇用状況報告書(事業主控) (昭和三十五年政令第二百九十二号) 第九条に規定する障害者雇用率を達成した者が、 第十五項の障害者雇用状況報告書とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令 障害者雇用義務のある者とは、県内業者のうち、 (昭和三十五年法律第百二十三号)第四十三条第一項の規定により、 (以下「障害者」という。)を雇用する義務のある者を (昭和五十一年労働省令第三十八号) 第 障害者の雇用の促進等に関 同法第

業者のうち、 ない者で、 的に雇用していることを確認できる書類をいい、 また、 障害者の雇用状況を確認できる書類とは、 障害者を一名以上直接的かつ恒常的に雇用している者をいう。 障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づく障害者の雇用義務が 障害者雇用義務のない者とは、 障害者を一名以上直接的かつ恒常 県内

(別記) 様式第1号(その1) ※受付番号	※ 受 付 印 欄
広島県知事様 平成 甲 月 日	
₹	
所 在 地	
申請者 商号又は名称	
代表者氏名	
平成31年度及び平成32年度において,広島県で行われる建設工事等に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。 なお,次の項目について誓約します。 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当するものではないこと。 2 この申請書及び添付書類の内容については,事実と相違ないこと。	
01 法人番号 (法人の場合に記入してください。個人の場合は記入不要です。)	
02 現在の建設業の許可番号 〈大臣・知事コード〉 〈許可番号〉 〈最新の許可年月日〉平成 年 月 目	1
03 (旧) 建設業の許可番号 〈大臣・知事コード〉 〈旧許可番号〉	
04 経営事項審査申請書記載の許可番号 〈大臣・知事コード〉 〈許可番号〉	通知書等に記載の許可番号と現在の ください。
05 債権者コード (広島県が設定している債権者コード (7桁) を有している場合に記入してください。ない場合は記	
06 主たる営業所の電話番号 07 FAX番号	
08 Eメールアドレス	
09 Eメールアドレス区分 (1:法人用 2:担当者用)	
10 県内営業所の有無 (県内に主たる営業所以外の営業所がある場合は「1」を記入し、ない場合は記入しないでください。)	
11 提出する経営事項審査申請書の審査基準日 平成 年 月 日	
土プ建大左と法石屋電管タ鋼橋筋舗し板ガ塗防内機絶通園井具水消清解	

13 街路樹剪定士資格を有する者の有無

(<u>造園工事の入札参加資格を希望する者で,登録を受けた技術者を有する場合は「1」を記入し</u>,ない場合は記入しないでください。)

14 建設業労働災害防止協会加入の有無 (協会に加入している場合は「1」を記入し,加入していない場合は記入しないでください。)

15 測量及びコンサルタント業務等の入札参加資格審査申請書提出の有無

(提出がある場合は「1」を記入し、ない場合は記入しないでください。)

様式第1号(その2)					
※受付番号		〈許可番号〉			
◎ 環境に関する取組に係る	事項			(元号は「昭和→3,平成→4」で記入してください。(例)平成	戈21年→421年)
16 エコアクション21の認証又は ISO14005の取得有無		E又は取得を受けている場合は「1」を記入し,受け さい。 <u>広島県内の建設業法上の営業所等が認証又</u> 		17 エコアクション21の認証又は 4 I SO 1 4 0 0 5 の取得年月日 年	月日日
◎ 技術者の状況に関する事	項(所属 <i>0</i>)技術者が学習単位を取得し、又は学習時	間を認定されている業者の	み記入してください。)	
18 土木施工CPDS学習単位数	1級建築	1級建築施工 管理	#築施工 2級建築施工 2級建築施工 理技士 管理技士 管理技士 建築 躯体 仕上げ 広	高県内の建設業法上の営業所に所属する有資格技術者の申	1 詩日の前年度及
19 建築CPD認定時間数	1放建築		<u> </u>	3面宗700建成宗仏上の召宗所に所属する有責役以附有の7 <u>『前々年度</u> の総学習単位数(認定時間数)を記入してくださ (上限999単位。取得した学習単位等がない場合は記入しな	Z / /°
20 造園CPD学習単位数			J		
◎ その他の状況に関する事	項				
21 障害者雇用の状況		(広島県内に主たる営業所を有する者のうち,障害 雇用がある場合は,「1」を記入し、それ以外は		引合が法定雇用率以上ある場合及び雇用義務のない者で14	马以上
22 地域防災活動への貢献		(広島県公共土木施設災害支援制度の支援団体の副 それ以外の場合は記入しないでください。)	8定(情報収集活動を行う者に限る 80円	5。) を受けている場合のみ「1」を記入してください。	
23 社会資本維持管理活動への	の貢献	(広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団 それ以外の場合は記入しないでください。)	団体としての認定(マイロード・ラ	ラブリバーの認定)を受けている場合のみ「1」を記入してく	<u>ださい</u> 。
24 広島県仕事と家庭の両立支援企業の	登録		ιている場合のみ「1」を記入してく	<u>ださい</u> 。それ以外の場合は記入しないでください。)	
25 広島県働き方改革実践企業認定制度	の登録	(広島県働き方改革実践企業認定制度において登録	录されている場合のみ「1」を記入し	<u>てください</u> 。それ以外の場合は記入しないでください。)	
26 消防団協力事業所の認定		(広島県内に主たる営業所を有する者のうち, 県内さい。それ以外の場合は記入しないでください。		要に基づき, <u>消防団協力事業所に認定されている場合のみ「</u>	<u>1」を記入してくだ</u>
27 協力雇用主の登録または暴力団離脱 復帰支援事業協力事業所の登録	者社会		・ た人を雇用し,立ち直りを助ける <u>協力雇用</u> :	主として広島保護観察所に登録されている場合、または、公益財団法人暴 てください。それ以外の場合は記入しないでください。)	力追放広島県民会議
◎商号又は名称等の変更事					
			当該変更事項についてのみ変	<u>ご更後の内容を記入してください。変更がない場合は</u> 	<u>:記入不要です。]</u> ! ! ! ! !
28 法人・個人の区分	(1: 法人	. 2:個人) 29 商号又は名称(フリガナ)			
30 商号又は名称(漢字等)					
31 代表者氏名(漢字等)		32 郵便番号	(主	たる営業所〈本店〉)	
33 主たる営業所の所在地市区	区町村コート	(本店) ※上5桁を	記入してください。		
34 主たる営業所の所在地(酒	漢字等)			(大字以降番地まで)	
			(ビ	ル名など)	
☆ 申請事務担当者欄					
部署名等	担当者氏名	電話番号	FAX番号	申請事務担当者 メールアドレス	[B]

営業所一覧表

※県外業者で県内営業所のない場合は、 <u>広島県との契約締結権限を有する最寄りの営業所を一つだけ</u> 記入してください。 ※主たる営業所は記入しないでください。
01 営業所番号 02 債権者コード ※「01 営業所番号」について、平成29・30年度の申請時に記入している営業所の場合は、その番号と今回の番号を一致させてください。
03 営業所名称(フリガナ) (会社名等は記入しないでください。)
04 営業所名称(漢字等) 05 営業所の受任者の氏名(漢字等)
06 郵便番号 07 営業所の所在地市区町村コード ※上5桁を記入してください。
08 営業所の所在地(漢字等) (<u>大字以降で</u> 番地まで記入してください。)
(ビル名など)
09 電話番号 10 FAX番号
11 Eメールアドレス
12 Eメールアドレス区分 (1:法人用 2:担当者用)
土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 13 営業所が許可を受けている業種 (1:一般 2:特定)
(資格を希望しない業種については、記入しないでください。)
14 エコアクション21の認証又は I S O 1 4 0 0 5 の取得有無
広島県税の納税義務について
※ 広島県内に営業所等がないなどの理由で、広島県税の納税義務がない場合は、上欄に「広島県税については、納税義務がありません。」と記入してください。

誓約書

私は下記の事項について誓約します。

記

1 暴力団等を排除する措置について

自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。また、県が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。

- (1)役員等(個人の場合はその者を,法人の場合には役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。以下同じ。)が,集団的に,又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)である者
- (2)役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用している者
- (3)役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有 している者
- (5) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者

2 社会保険等の加入について

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務を履行します。
- (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号) 第27条の規定による届出の義務を履行します。
- (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務を履行します。
- ・上記1に違反した場合,既存の契約は解除となり,入札参加資格の認定は取り消されます。 ・過失により上記2に違反した場合,ただちに是正してください。過失以外の場合又は是正しない場合,既存の契約は解除となり,入札参加資格の認定は取り消されます。

平成 年 月 日

広島県知事 様

所在地 商号又は名称 代表者氏名

印

平成31・32年度建設工事等入札参加資格審查申請書受付票

3 ※ 所名	長者氏名 E地								
4 ※ 許可									
*	<大臣・矢	事コード)	>	*[<許	可番号	·>		
*	最新の許可	「年月日 平	成	年	i		月	月	

注 「※」印の項目についてのみ記入してください。

委 任 状

平成 年 月 日

広島県知事 様

委任者 所 在 地 商号又は名称 代 表 者 名

印

私は、次の者を代理人と定め、平成 年 月 日から 平成33年5月31日まで貴県を相手方とする契約について 次の権限を委任します。

受任者 所 在 地商号又は名称氏 名

(委任事項)

- 1 工事請負の入札及び見積の件
- 2 工事請負契約の締結の件
- 3 工事代金の請求及び受領の件
- 4 復代理人選任の件
- 5 その他工事施工に関する一切の件

建築CPD実績証明書内訳書

資格 名	登録番号	氏	名	認定時間数	資格名	登録番号	氏	名	認定時間数
4									
1級建築士					1級建築施工管理技士				
	<u> </u>		小 計	<u> </u>				小 計	1
			/]' pl					/J, bl	
2級建築士					2級建築施工管理技士 建築				
					建 架				
			小 計					小 計	
十、7.4.74.66 1.					2級建築施工管理技士 躯体				
木造建築士					40.14 2				
			小 計					小 計	
					9级建筑坛工签理共士				
建築設備士					2級建築施工管理技士 仕上げ				
					,,				
			小 計				かかきむ と	小計	
							総認定	官時間数	

※ 建築CPD実績証明書の証明内容と一致するように記載してください。

商号又は名称	
代表者氏名	

期限延長申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

所 在 地

商号又は名称

代表者名

印

平成31・32年度建設工事等入札参加資格申請について、平成30年7月 豪雨災害の影響により、経営事項審査の申請手続を行うことができなかっ たため、平成31年1月31日までの期限延長を申請します。

経営事項審査の結果通知書が届き次第、速やかに必要な申請書類を建設 産業課に持参し、入札参加資格申請を行います。